

河合町まちづくり基本条例検討審議会 議事録（要旨）

委員会 の 名 称	第10回 河合町まちづくり基本条例検討審議会
開 催 日 時	令和4年11月7日（月） 10：00～11：00
開 催 場 所	河合町役場3階 第6会議室
出席委員の氏名 及 び 人 数	中川幾郎会長、清水裕子副会長、大西孝幸委員、常盤繁範委員、山本孝典委員、 岡本幹男委員、安田彩子委員、前田昌宏委員、岡宏委員、尾上光子委員、山川 裕子委員、西野あすか委員、大久保太郎委員、高桑次郎委員 計14名
欠 席 委 員	1名：佐伯誠紀委員
出席職員等の 職・氏名又は人数	＜事務局＞ 企画部長 森嶋雅也、政策調整課長 岡田健太郎、福井敏夫 ＜運営支援＞ 特定非営利活動法人NPO政策研究所：直田春夫、田中逸郎
公開・非公開の別 傍 聴	・公開（第1回審議会で決定） ・傍聴者2名
議題、協議事項	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 案件説明及び審議 ①（仮称）河合町まちづくり基本条例（案）に係る意見等と考え方について ② 最終答申（案）について 4. その他 5. 最終答申 6. 閉会

会議の記録（要旨）

議 事 ／ 発 言 者 等	発 言 内 容 等
1. 開会(事務局)	○ 開会 ○ 出席委員の報告：1名欠席（佐伯委員） ○ 設置条例に基づき、本日の審議会が成立していることを報告
2. 会長挨拶	○ 本日は、最終答申案の詰めを行い、答申書を提出いたしますのでよろしく お願いします。
3. 案件説明及び審議	
会長	○ 事務局から資料の説明をお願いします。
事務局	○ 本日の審議・進行について説明 ○ 資料説明（事前配布資料）

会長	・「(仮称) 河合町まちづくり基本条例 (案) に係る意見等と考え方」 ・「河合町まちづくり自治基本条例 条例案、逐条解説書案」 ・「(仮称) 河合町まちづくり基本条例に係る答申書 (案)」 ○ それでは、まず「(仮称) 河合町まちづくり基本条例 (案) に係る意見等と考え方」について、ホームページによる公開と議会へ情報提供することですが、何かご意見がありますでしょうか。前回の審議会で集中して意見交換を行い、それを元に事務局で修正したものでして、本日は最終確認です。 (意見なし、全員承認) ○ では次に「最終答申案」「条例案」「条例逐条解説書案」について、いかがでしょうか。ただし、本日最終答申書を町長に提出しますので、ご意見により修正がある場合には、後日答申書を修正・差し換えという形となります。
委員	○ 条例の正式名称を「河合町まちづくり自治基本条例」とすることとなりましたが、答申書表紙は「(仮称) 河合町まちづくり基本条例に係る答申書 (案)」となっていますが…。
事務局	○ これにつきましては、町長が当初諮問させていただいた際の名称が「(仮称) 河合町まちづくり基本条例について」でしたので、それへの応答ということで、答申書 (案) の頭の部分を合わせたものです。答申書の中の説明では、正式名称を掲げております。
委員	○ 「逐条解説書案」の1 pで「まちづくり (自治) 基本条例」と、自治を括弧に入れている理由は。
事務局	○ 1 pの冒頭は、一般論としての「まちづくり条例」「自治基本条例」の説明部分ですので、そのようにさせていただいたものです。頭に河合町が着くところでは、正式名称「河合町まちづくり自治基本条例」とさせていただきました。
会長	○ よろしいでしょうか。他にご意見がないようですので、これで確定案とさせていただきます。 (全員了承)
4. その他	
会長	○ 最後には皆様のご意見やご感想を聞かせていただきますが、その前に、次第の「4. その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局	○ 「参考資料１」説明：今後の日程について ○ 次回審議会（来年１月～２月開催予定）では、条例施行後の推進体制についてご意見を伺う予定です。 ○ 先ほど確定しました「（仮称）河合町まちづくり基本条例（案）に係る意見等と考え方」については、１１月中に公表する予定です。 ○ この後、会長から町長に最終答申を提出します。
会長	○ 何かご質問・ご意見等がありますか。
委員	○ 今後の日程について確認です。１２月に議会上程による採決後、審議会を開催して「条例の周知・広報・活用の検討」および「協議会立ち上げ」についての意見を聞くとのことですが、議会上程の際には、その後の展開にかかる青写真を示してほしいと申し上げてきましたが、参考資料１の工程図はこのままでいくということですか。何らかの形でアクションを起こしておくべきだと考えますが、いかがでしょうか。
事務局	○ 町としましては、議会上程前に条例案の説明を議会に行いたいと考えております。
委員	○ となると、「条例の周知・広報・活用の検討」等については、来年１月～２月の審議会に諮って決めるということですので、その旨を議会にあらかじめ示すということでしょうか。
事務局	○ 事前の議員説明会でそうしたご質問が出ましたら、今後の取組み予定をご説明申し上げます。
会長	○ 他にご質問・ご意見がないようですので、今後のスケジュールは確定ということです。よろしくお願いします。 （最終答申書提出の準備のため、休憩）
５．最終答申	
会長挨拶	○ 中川会長から町長へ「最終答申書」を手渡し ○ 答申書をお渡しすることができました。これもひとえに皆様方の真摯なご意見・ご討議・ご尽力のおかげです。あわせて、議会の皆様のご意見・ご参加も大きな力となりました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。
町長お礼	○ 委員の皆様にはご多忙の中、条例案をおまとめいただき、厚く御礼申し

	あげます。また、会長・副会長には深いご見識・ご経験をもとにおまとめいただきました。ありがとうございます。 ○ 計10回の審議会、またその間のタウンミーティングへのご参加と、いただいた条例案は皆様方のご熱心な取組みの成果であり、河合町にふさわしいものだと思います。今後、議会でのご審議・議決を経ましたら、条例の理念や内容をどう具体化していくかが大きな課題となると認識しており、町民・議会議員・行政職員の意識改革も問われてまいります。いろいろな機会をとおして条例の周知・啓発に努め、河合町らしい自治の姿を具体化してまいりたいと考えております。今後とも、町民を主体としたまちづくり、人にやさしい人情あふれるまち、あたたかいまちであり続けるために委員の皆様も引き続きご尽力いただくことをお願い申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。 (町長退席)
会長	○ 最後に、皆様方から一言ずつコメントをいただきます。
委員	○ おかげさまで条例案ができましたが、今後とも、住民説明等しっかりと行わなくてはならない。そこからスタートしていくという気持ちを職員もしっかり持っていただきたい。よろしくお願いします。
委員	○ 大きな課題について、皆様と一緒にまとめることができました。ありがとうございました。
委員	○ 参加させていただいて、大変参考になり勉強になりました。いろいろと教えていただき、ありがとうございました。
委員	○ 委員になりまして、できるのかなという不安がありましたが、いろんな方々とお会いでき勉強になりました。ありがとうございました。
委員	○ 知らないことがたくさんありましたが、ありがたい時間でした。これを実行していくには職員にはプレッシャーのあることと思いますが、ぜひいいものとなることを願っています。
委員	○ 参加させていただき、感謝しかありません。今後、周知等お役に立てることがあれば、精一杯やらさせていただきます。その際にはよろしくお願い申し上げます。
委員	○ 条例づくりを請願した者として、会長のご指導のもと事務局の資料づくりをはじめ、大変なご努力をいただいたことに感謝しています。おかげさまで立派な条例ができたことをうれしく思っております。今後、町民が行

	政に任せっきりで活用ができなかったりしないよう、町民・行政・議会の三者が力を合わせて取組んでいくことが大切です。私自身も、住民の側からしっかりと取り組んでまいります。ありがとうございました。
委員	○ 2年間お疲れさま、そしてありがとうございました。まちづくり基本条例、自治基本条例と、まず漢字の意味を理解することから臨んできました。答申がまとまりましたが、町長がおっしゃったとおり、これからが始まりです。人と人とがコミュニケーションを深めることからまちが動き始めると思います。今後とも、河合町A I構想の実現に向けて、ご一緒にまちづくりに取組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。
委員	○ 私自身は元々河合町出身ではありませんが、条例づくりに参加させていただいて感謝しております。これからいかに周知していくか、活用していくかが大切です。町がどのような方向に向かっていくかを考えるスタートラインに立ったところだと思います。
委員	○ 大変勉強になりました。事務局のご尽力もあり、いい条例ができたと思います。とりわけ、文化協会の立場から申し上げますが、生涯学習・文化振興が掲げられたことは素晴らしいと思います。今後とも、よろしくお願いいたします。
委員	○ 参加させていただき、ありがとうございました。これからどう活用されるかが大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。
委員	○ 審議会に参加でき、良かったと思っております。ありがとうございました。これから議会で条例が審議されますが、皆さんが理解を深めることで、河合町が新たなまちづくりへと進んでいくものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
副会長	○ それぞれのお立場で活躍されている方々にお集まりいただき、まとまりました。これを今後活かしていくことが大切ですので、自治会などで取組んでいただくために、これで終わりではなく、他の自治体の先進事例などから学んでいく取組みがご一緒にできたらと思います。
会長	○ 皆様、ありがとうございました。逐条解説の2 pにあるとおり、既に全国約400自治体で制定されています。私自身、奈良県内での制定をはじめ、合計40自治ほどの条例制定に関わってまいりました経験からいうと、これで河合町も先端を走っていくこととなります。皆さんからもご指摘がありました通り、これから自治の改善・改革がスタートすることです。 ○ 改革というと、役所の改革をイメージすることが多いのですが、それだ

	けではありません。地域社会を改革する、市民力・地域力を高めていく、自治会やNPO活動をバックアップしていく仕組みづくりが必要です。団体自治を改革していくと同時に、住民自治力・地域コミュニティ力を高めていく、活動を活発にしていくことが大切です。地方自治・まちづくりは、団体自治と住民自治の両輪をレベルアップしていくことで進んでいきます。そのスタートラインに立ったということをご理解ください。
6. 閉会	
会長	○ それでは、これで本日の審議会を終了します。ありがとうございました。
事務局	○ 皆様、ありがとうございました。